

○福津市公民館条例

平成17年1月24日

条例第65号

改正 平成18年3月24日条例第4号

平成20年2月26日条例第1号

平成25年12月16日条例第32号

平成30年6月23日条例第18号

令和元年6月29日条例第14号

令和元年9月21日条例第23号

令和4年12月8日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき福津市公民館の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 設置する公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|----------|---------------|
| 福津市中央公民館 | 福津市手光2222番地 |
| 福津市宮司公民館 | 福津市宮司3丁目15番1号 |

(管理)

第3条 福津市公民館(以下「公民館」という。)は、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 福津市中央公民館に、館長、係長のほか主事その他必要な職員(以下「職員」という。)を置く。

2 福津市宮司公民館に地区館長又は管理人を置くことができる。

3 館長は、館を代表し、館務を執行する。係長、主事その他の職員は、上司の命を受け館務を処理する。

4 職員の服務及び事務処理等については、教育委員会事務局の取扱いの例による。

5 職員の任命は、法第28条の規定によりこれを任命する。

(公民館運営審議会)

第5条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館に福津市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれ

を解嘱することができる。

(審議会の会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議すべき事項とともに、あらかじめ通知して招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(利用の許可)

第8条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 館長は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について利用の制限その他必要な条件を付することができる。

2 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

- (1) 法第23条の規定に違反するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他館長が不相当と認めるとき。

(利用の停止又は取消し)

第10条 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、館長は、利用の条件をあらたに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例その他これに基づく規則又は職員が行う指示に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 公益を害し又は著しく秩序を乱すおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的とする行事と認めたとき。
- (5) 特定の政党、特定の宗教の事業と認めたとき。
- (6) 建物又はその附属物を損傷するおそれがあるとき。
- (7) 許可を受けた目的以外の利用と認めたとき。
- (8) その他館長が必要と認めるとき。

(破損又は亡失の届出等)

第11条 利用により建物、附属設備等を破損し、又は亡失したときは、利用者は、速やかにその旨を届けなければならない。この場合、利用施設に入場した入場者に起

因したものについても同様とし、利用者はその損害額を賠償しなければならない。
(使用料の額及び納付の方法)

第12条 使用料の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 施設使用料 利用方法の区分に従い別表第1に定める施設使用料及び別表第2に定める備品等使用料の合計額
- (2) 冷暖房使用料 別表第1に定める冷暖房使用料の合計額
- 2 利用者は、利用開始までに施設使用料を納付しなければならない。ただし、館長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用者は、利用開始までに冷暖房使用料を納付しなければならない。ただし、冷暖房設備を利用する時間が利用開始までに確定できないときは、利用後においてこれを納付することができる。

(使用料の減免)

第13条 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減免することができる。

(使用料の返還)

第14条 既に納付された使用料は返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第16条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の福間町公民館条例(昭和63年福間町条例第14号)又は津屋崎町立公民館の設置及び管理等に関する条例(昭和61年津屋崎町条例第7号)(次項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年3月24日条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日条例第1号)

この条例は、平成20年3月10日から施行する。ただし、改正後の第4条後半、第9条及び第10条の規定は、平成19年3月12日から適用し、第11条の規定は平成18年3月13日

から適用する。

附 則(平成25年12月16日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例(下水道条例を除く。)は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年6月23日条例第18号)

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(令和元年6月29日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月21日条例第23号)

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和4年12月8日条例第30号)

この条例は、令和4年12月31日から施行する。

別表第1(第12条関係)

(1) 福津市中央公民館使用料

(単位：円)

| 区分 | | 施設使用料 (1時間当り) | 冷暖房使用料 (1時間当り) |
|-------------|-----|------------------|-------------------|
| ホール(舞台を含む。) | | 2,200 | 冷房 4,400 |
| 舞台 | | 1,100 | 暖房 3,300 |
| 楽屋 | 洋室 | 110 | 110 |
| | 和室 | 110 | 110 |
| 控室 | | 110 | 110 |
| 和室 | 和—1 | 330 | 330 |
| | 和—2 | 190 | 220 |
| 児童室 | | 220 | 220 |
| リハーサル室 | | 490 | 770 |

| | | | |
|--------------------|--------------|-----|-----|
| 工芸室 | | 460 | 440 |
| 視聴覚室(視聴覚機器使用料を含む。) | | 490 | 440 |
| 研修室 | 研—1 | 440 | 440 |
| | 研—2 | 240 | 220 |
| | 研—3(パソコン実習室) | 410 | 330 |
| | 研—4 | 220 | 220 |
| | 研—5 | 220 | 220 |
| 陶芸室 | | 550 | 110 |

備考

1 入場料を徴収する場合(利用者が会費、寄附金、賛助料等の名目のいかんを問わず直接、間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)の使用料は、次の各号に掲げる入場料(最高入場料をいう。)額の区分に応じ、別表に定める使用料に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

- (1) 入場料1,000円未満のとき 100分の150
- (2) 入場料1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
- (3) 入場料3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
- (4) 入場料5,000円以上のとき 100分の300

2 冷房又は暖房の利用期間は、次のとおりとする。ただし、利用者の申出があり、施設の管理運営上支障がないときは、当該期間以外の期間においても利用することができる。

- (1) 冷房 7月1日から9月30日まで
- (2) 暖房 12月1日から3月31日まで

3 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなして計算する。

(2) 福津市宮司公民館使用料

| 区分 | 施設使用料金 (1時間当たり) | 冷暖房使用料金 (1時間当たり) |
|------------------|--------------------|---------------------|
| 大会議室 | 330円 | 160円 |
| 料理実習室 (食堂も含む) | 330円 | 160円 |
| ホール | 1,100円 | |
| 和室 | 110円 | 110円 |
| 和室広間 | 220円 | 160円 |

備考

1 ホールを体育目的に利用する場合の使用料は、福津市体育施設条例(平成17年

福津市条例第69号)第6条の規定を適用する。

別表第2(第12条関係)

福津市中央公民館備品等使用料一覧表

| | 器具名 | 単位 | 使用料(円) | 備考 |
|----------|---------------|-----|--------|----|
| 舞台設備 | 所作台 | 1台 | 330 | |
| | 仮設花道 | 1式 | 3,300 | |
| | 化粧框 | 1式 | 1,100 | |
| | 平台 | 1台 | 160 | |
| | 開き足 | 1台 | 50 | |
| | 箱足・木足 | 1台 | 50 | |
| | 松羽目 | 1式 | 1,100 | |
| | 金屏風 | 1双 | 880 | |
| | 開丁場 | 1台 | 550 | |
| | 花道鳥屋囲 | 1式 | 1,100 | |
| | 緋毛氈 | 1枚 | 330 | |
| | 長座布団 | 1枚 | 110 | |
| | 上敷 | 1枚 | 220 | |
| | めくり台 | 1台 | 220 | |
| | 紗幕 | 1式 | 1,100 | |
| | 指揮者台・指揮者用譜面台 | 1式 | 330 | |
| | 演奏者用譜面台 | 1台 | 50 | |
| | 雛壇ケコミ | 1式 | 330 | |
| | 演台・花台 | 1式 | 1,100 | |
| | スクリーン | 1式 | 550 | |
| | ピアノ | 1台 | 4,400 | |
| | 反響板(ライト付き) | 1式 | 11,000 | |
| | リノリューム | 1本 | 2,200 | |
| 国旗・町旗 | 1枚 | 550 | | |
| 人形立て | 1台 | 110 | | |
| 移動式スクリーン | 1式 | 220 | | |
| 照明設備 | 第一ボーダーライト | 1列 | 1,100 | |
| | 第二ボーダーライト | 1列 | 1,100 | |
| | アッパーホリゾンライト | 1列 | 1,100 | |
| | ローアホリゾンライト | 1列 | 1,100 | |
| | フットライト | 1列 | 1,100 | |
| | サスペンションライト(A) | 1台 | 220 | |
| | サスペンションライト(B) | 1台 | 220 | |

| | | | | |
|------|---------------|----|-------|--|
| | サイドフロントライト | 1台 | 220 | |
| | シーリングライト | 1台 | 220 | |
| | センターピンスポットライト | 1台 | 2,200 | |
| | パーライト(1KW) | 1台 | 220 | |
| | ミニパーライト(500W) | 1台 | 220 | |
| | ITO(650W) | 1台 | 220 | |
| | ミラーボール | 1式 | 1,100 | |
| | エフェクト・マシーン | 1台 | 1,100 | |
| | FQスポット(500W) | 1台 | 220 | |
| | 照明スタンド | 1台 | 110 | |
| | 平置スタンド | 1台 | 110 | |
| | ピアノライト | 1台 | 110 | |
| | スモーク・マシーン | 1台 | 実費 | |
| | ドライアイス・マシーン | 1台 | 実費 | |
| 音響装置 | 拡声装置 | 1式 | 3,300 | |
| | レコードプレーヤー | 1台 | 550 | |
| | CDプレーヤー | 1台 | 550 | |
| | オープンテープレコーダー | 1台 | 550 | |
| | カセットテープレコーダー | 1台 | 550 | |
| | ステージスピーカー | 1組 | 1,100 | |
| | ハネカエリスピーカー(A) | 1台 | 330 | |
| | ハネカエリスピーカー(B) | 1組 | 330 | |
| | コンデンサーマイク | 1本 | 550 | |
| | ダイナミックマイク | 1本 | 330 | |
| | ワイヤレスマイク | 1本 | 330 | |
| | フロアスタンド | 1本 | 110 | |
| | テーブルスタンド | 1本 | 110 | |
| | ブームスタンド | 1本 | 110 | |
| | マルチボックス・コード | 1式 | 550 | |
| | デジタルリバーブレーター | 1台 | 550 | |
| | 吊りマイク装置 | 1式 | 1,100 | |
| | MDプレーヤー | 1台 | 550 | |
| | DATプレーヤー | 1台 | 1,100 | |
| | LDプレーヤー | 1台 | 550 | |
| | ビデオデッキ | 1台 | 550 | |
| | カフスイッチ | 1台 | 220 | |
| | 移動用サブ卓 | 1台 | 2,200 | |

| | | | | |
|-----|-----------|----|-------|--------|
| | カラオケセット | 1式 | 1,100 | |
| 映写機 | 16mm映写機 | 1式 | 1,100 | |
| | OHP | 1式 | 550 | |
| | スライド映写機 | 1式 | 880 | |
| | 液晶プロジェクター | 1式 | 1,100 | |
| | アンプシステム | 1式 | 550 | |
| その他 | 500W以下 | 1台 | 220 | 持込電気器具 |
| | 1KW未満 | 1台 | 330 | 〃 |
| | 1KW以上 | 1台 | 440 | 〃 |
| | シャワー | 1回 | 110 | |
| | カラーフィルター | 1枚 | 実費 | |
| | 消耗品その他 | — | 実費 | |

社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号) ～抜粋～

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(の部分「営利事業」とすべきものと思われる。)

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

○公民館の設置及び運営に関する基準

(平成十五年六月六日)

(文部科学省告示第百十二号)

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十三条の二第一項の規定に基づき、公民館の設置及び運営に関する基準(昭和三十四年文部省告示第九十八号)の全部を次のように改正する。

公民館の設置及び運営に関する基準

(趣旨)

第一条 この基準は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十三条の二第一項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

(対象区域)

第二条 公民館を設置する市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域(第六条第二項において「対象区域」という。)を定めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

第三条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮)

第四条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第五条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第六条 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(地域の実情を踏まえた運営)

第七条 公民館の設置者は、社会教育法第二十九条第一項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第八条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

(施設及び設備)

第九条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

(事業の自己評価等)

第十条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。